



<Media Alert>

2022年6月30日

アマゾンジャパンと財務省関税局、 模倣品等の水際取締りに係る協力に関する覚書に調印 知的財産侵害物品等の国内流入防止を目的に協力関係を強化

アマゾンジャパン（所在地：東京都目黒区）はこのほど、知的財産侵害物品等（以下、模倣品等）の国内流入防止を目的に、財務省関税局と模倣品等の水際取締りに関する協力関係の強化についての覚書を締結したことを発表いたします。財務省関税局がEC事業者と覚書を締結するのは、今回が初めてです。

模倣品はすべての小売チャンネルに影響を与える業界全体のグローバルな課題であり、Amazon では、模倣品対策には複数のステークホルダーが効果的に協力することが重要であると考えます。今回の覚書の締結により、アマゾンジャパンと財務省関税局は、模倣品等の国内流入防止のための協力関係の強化方法について共同で検討し、税関が差し止めた模倣品や関連する模倣品業者等に関する情報交換を進めていきます。これにより、水際での模倣品業者の特定や悪質業者の取締りをより効率的に行い、模倣品等の国内流入防止がより一層強化されることが期待できます。

Amazon ではお客様により安心してお買い物をお楽しみいただけるよう、さまざまな模倣品対策に取り組んでいます。Amazon の最新のブランドプロテクトンレポート (<http://brandservices.amazon.co.jp/progressreport/>) によると、Amazon は 2021 年には 9 億ドル以上を投資し、機械学習のサイエンティストやソフトウェア開発者、専門調査員など 12,000 人以上が模倣品対策のための活動に取り組みました。また、Amazon がブランドオーナー様に提供する模倣品の撲滅を目的としたブランド保護のツールとサービスである「Amazon ブランド登録」、「Project Zero（プロジェクト・ゼロ）」、「Transparency（トランスペアレンシー）」、「Amazon IP アクセラレーター」が日本においてもご利用いただけます。

財務省関税局長の阪田 渉氏（覚書締結時）は以下のように述べています。

「インターネットの普及と国境をまたいだ電子商取引の急速な進展に伴い、模倣品等の流通が大きな問題となる中、このたび、E コマースを提供するアマゾンジャパンと知的財産侵害物品等の水際取締りに係る協力に関する覚書を締結したことで、水際取締りのさらなる強化が期待されます。そして、両者の取り組みが、日本の経済、社会、財政および国民ならびに合法的な国際貿易に関係するすべての当事者にとって有益なものとなるよう願っています」

アマゾンジャパン合同会社社長 ジャスパー・チャンは次のように述べています。

「財務省関税局と協力して知的財産侵害物品等の国内への流入防止に取り組むことは、当社にとって大きな意義を持ちます。ブランド保護の取り組みで得た学びをもとに、Amazon は模倣品業者を阻止するための官民連携の方向性を世界で策定しました。今回の財務省関税局との取り組みはその計画に沿ったものです。両者の連携が小売業のみならず日本における模倣品撲滅の一助になることを期待しています」

Amazon について

Amazon は 4 つの理念を指針としています。お客様を起点にすること、創造への情熱、優れた運営へのこだわり、そして長期的な発想です。Amazon は、地球上で最もお客様を大切にしている企業、そして地球上で最高の雇用主となり、地球上で最も安全な職場を提供することを目指しています。カスタマーレビュー、1-Click 注文、パーソナライズされたおすすめ商品機能、Amazon プライム、フルフィルメント by Amazon (FBA)、アマゾンウェブサービス (AWS)、Kindle ダイレクト・パブリッシング、Kindle、Career Choice、Fire タブレット、Fire TV、Amazon Echo、Alexa、Just Walk Out technology、Amazon Studios、気候変動対策に関する誓約 (The Climate Pledge) などは、Amazon が先駆けて提供している商品やサービス、取り組みです。Amazon について詳しくは Amazon Newsroom (<http://amazon-press.jp>) および Amazon ブログ (<http://blog.aboutamazon.jp>) から。